

条 例

埼玉県健康づくり安心基金条例をここに公布する。

平成三十一年三月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第十一号

埼玉県健康づくり安心基金条例

(設置)

第一条 健康づくりに資する取組の充実を図り、もって誰もが健康で生き生きと暮らすことができる社会づくりを推進するため、埼玉県健康づくり安心基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額を含めて当該積立てをする年度の一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

一 当該積立てをする年度当初の一般会計歳入歳出予算に計上された県たばこ税に係る歳入の金額の百分の五に相当する額

二 前条に規定する目的のために寄附された寄附金の額

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第五条 基金は、第一条に規定する目的の達成に資する事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

2 知事は、この条例の施行の状況を踏まえ、平成三十五年度中にこの条例について見直しを行うものとする。